

町田の丘 感染症予防対策規則

1 予防的危機管理（職員の健康 出退勤時）

●感染症予防ルール

- (1) 通勤前の健康観察等（検温）の実施
- (2) マスクの着用
マスクは毎日交換し、原則家庭で廃棄（洗浄）する。学校で廃棄する場合はビニール袋に入れて口を縛り密封して捨てる。
- (3) 手洗い・うがい・手指消毒（アルコールアレルギーがない場合）の徹底
手洗いは30秒程度かけて石鹸で丁寧に
- (4) 人と人との距離をあける。ソーシャルディスタンスを心がける。

●児童生徒の健康、指導の際の対応について

- (1) 健康観察等の継続
登校前に家庭で健康観察を依頼しているが、登校後も健康観察を行い、37.5℃以上の発熱や体調不良等があった場合は速やかに保健室（本校：430、山崎：119）へ連絡する。
- (2) 手洗い・うがい・手指消毒（アルコールアレルギーがない場合）の徹底
子供の実態に応じて、手洗いが難しい場合は手指消毒を行い（手洗い後の方が効果を発揮するため望ましい）、うがいが難しい場合は水分を摂取させる。
- (3) マスクの着用
マスクは毎日交換、及び原則家庭で廃棄（洗浄）を依頼し、実態によって外してしまう場合は予備のマスクと持ち帰る用のビニール袋の持参をお願いする。
なお、マスクの着用にあたっては使用環境を十分に考慮する。運動・体育の授業や熱中症や体調不良等の発生が考えられる場合には、無理の範囲で使用を促し、適宜健康観察を欠かさないようにする。
- (4) 給食時の対応について
 - ①配膳の前後には、使用するテーブルの消毒を行う。
 - ②食事前には、介助者・本人も必ず手洗いを行い、介助者は介助後にも手洗いを行う。
 - ③配膳時及び介助時は、マスク・エプロン・手袋を着用する。なるべく特定の人が行うようにする。
 - ④体調の悪い場合（特に下痢や嘔吐、熱のある人）は、給食介助及び配膳は行わない。手指に傷のある場合も給食介助は行わない。やむを得ずおこなう場合には、使い捨ての手袋を使用する。
 - ⑤摂食時は、全員一方方向をみて摂食するように座席配置を行う。その際、窒息事故が起こらないように十分に注意すること。
 - ⑥感染症予防のため摂食時の私語は極力しない。
- (5) ソーシャルディスタンスについて
くしゃみで3m、咳で2m飛ぶと言われている。安全を確保した上で、相手との距離を2m程（最低でも1m）取るようにこころがける（厚生労働省より）。2mの目安は、互いに手を伸ばした距離。

(6) 換気

- ①1 時間に1回2～3分程度の換気を行う。可能な範囲で教室のドアや窓はあけておくようにする。
- ②対角線上の2か所（窓とドア）をあけて空気の通り道を作り換気をする。
- ③24時間換気システムがある場合は常時使用する。

(7) 使用物品、使用教室について

- ①児童・生徒が使用する物品は共有しない（タオル・コップ・歯ブラシ・食器等）。常に清潔をこころがけ、家庭にも清潔の保持をお願いする。
- ②毛布やタオルケット、シーツ等の使用頻度の高い者は、家庭から持ってきてもらうよう協力を促し、洗濯等を依頼する。学校の物を使用する際は、こまめに洗濯するようにする。
- ③じゅうたんなどには直接寝かさず、バスタオルなどを敷いて使用する。
- ④使用した教室や物品は、1日1回は次亜塩素酸ナトリウムを使用し消毒を行う。

(8) トイレの使用方法、介助時の注意点

- ①便の処理時、月経の手当て時等のトイレ介助、歯磨き介助の際は、手袋を着用し行う（手袋は各学部で準備）。グローブ着脱後や介助後には必ず石けんによる手洗いをを行う。
- ②換気扇は常時使用にしておく。
- ③排便後はトイレの蓋を閉めてから流すよう徹底（水流によって便の中にあるウイルスがまき散らされることを防ぐため）。便器内に下痢や嘔吐した際には、次亜塩素酸ナトリウムを入れてから流すことが望ましい。
- ④オムツなどの排泄物はビニール袋に入れ廃棄する。

(9) 感染源の処理方法

①嘔吐物・便・尿・血液・痰やよだれについて

次亜塩素酸ナトリウム（保健室管理の0.1%が望ましい）を使用し消毒を行う。その際、ティッシュ等で拭き取ってからでないと消毒効果がない。

詳細は、『嘔吐物発生時の対応』と『嘔吐物で汚れた食器の消毒について』のマニュアルを参照（危機管理マニュアル参照）。

2 措置的危機管理

●学校において、学校感染症の発生が生じた際は、その拡大を防ぐ対応が必要となった場合は、基本的に学校保健安全法を基に、直ちに学校経営支援センター、学校健康推進課、管轄保健所の指示、学校医のアドバイスを基に、感染拡大を防ぐ観点から、校長の判断により、学級閉鎖等の必要な対応を実施する。

●臨時休業等を行った場合は、学校再開について、流行状況などを鑑み、随時学校健康推進課、学校医と相談し行う。

●地域で発生した場合、健康管理上異常を認めた場合や保健所からの協力要請があった場合などは、速やかに学校経営支援センター、学校健康推進課に報告する。また、随時学校医を相談し、必要に応じて臨時休業を念頭に学校健康推進課と協議する。

※感染症とは→学校において予防すべき感染症すべて（学校保健安全法第19条）